

堺市通学路交通安全プログラム  
～通学路の安全確保に関する取組～

平成27年10月

堺市

堺市教育委員会

## 目次

1. 目的.....	1
2. 推進体制.....	1
3. 取組方針.....	2
4. 事務の流れ .....	3
5. 公表.....	4

## 1. 目的

本市におきまして、通学路における交通安全の確保について、20年程前から、学校や地域、教育委員会、警察、道路管理者等と連携して、ソフト対策とハード対策の両面から取り組んできました。

ソフト対策としては、各地域の交通指導員や子どもの安全見まもり隊による登下校時の保護・誘導を行ったり、正しい交通行動がとれるよう各学校で交通安全教育を実施するなど、児童生徒の安全確保に努めてきました。また、ハード対策として、小学校区ごとに関係機関が合同で通学路の点検を行い、現場で意見を出し合いながら対策内容を決定し、防護柵の設置や路肩のカラー化（グリーンベルトの設置）を実施するなど、きめ細やかな通学路の安全対策に取り組んできました。

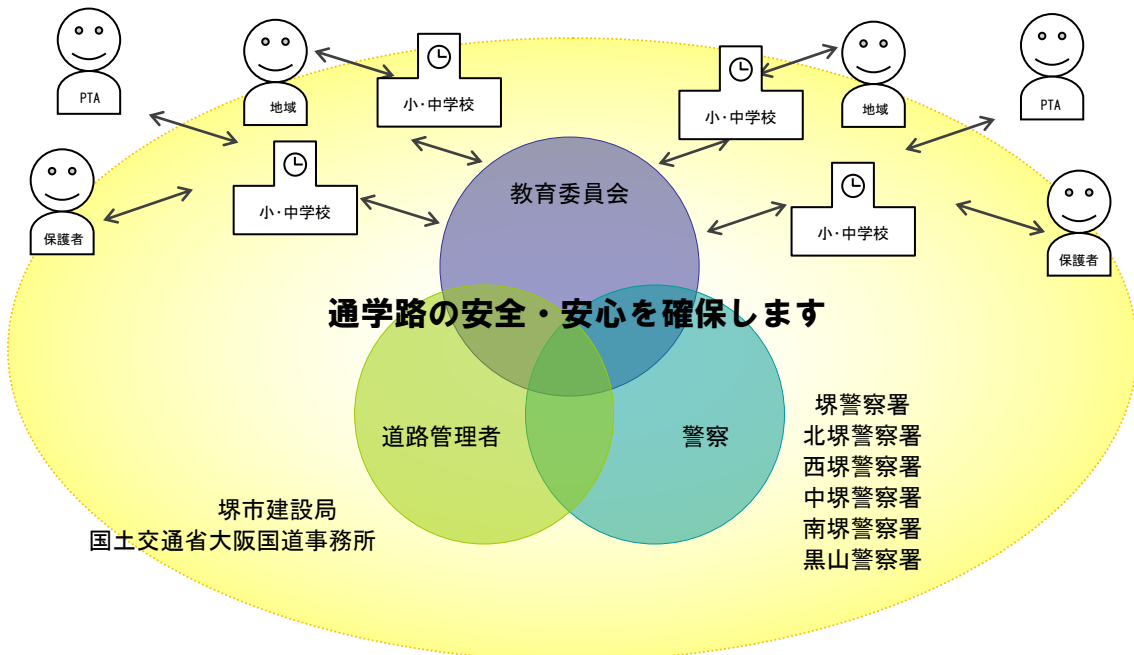
平成24年度、全国で一斉に実施された通学路の緊急合同点検においてもこれまでの取組を活かし迅速に点検を実施することができました。

この度、通学路の安全対策をより円滑に行っていくために「堺市通学路交通安全プログラム」を策定しました。このプログラムに基づき、関係機関とさらに連携を図り、より一層通学路の安全確保に取り組んでいきます。

## 2. 推進体制

小学校区ごとに下記の構成メンバーで連携した既存の推進体制（以下、「通学路安全推進チーム」という。）により、引き続き取組を進めます。（別紙1）

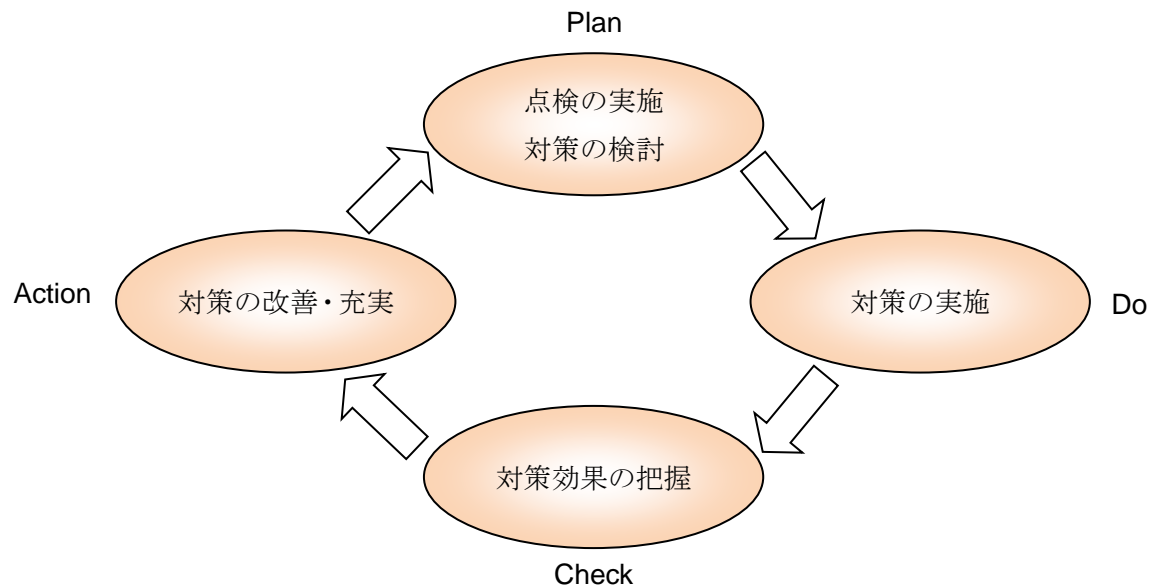
- (1) 教育委員会
- (2) 学校
- (3) 地域
- (4) 所轄警察署（堺、北堺、西堺、中堺、南堺、黒山警察署）
- (5) 道路管理者等（堺市建設局、国土交通省大阪国道事務所）



### 3. 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、学校や地域からの要望を受け、関係機関が現場立会を行った上で対策内容を検討、決定し、施設管理者が対策を実施します。対策実施後も点検を継続するとともに効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。これらの取組みをPDCAサイクルとして実施し、通学路の安全性の向上を図ります。



#### (2) 点検の実施、対策の検討 (Plan)

学校、地域、教育委員会、道路管理者等、所轄警察署が参加し点検を行います。点検結果から明らかになった対策必要箇所について、防護柵の設置や路側帯のカラー化等の具体的な実施内容を検討し、決定します。

#### (3) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

#### (4) 対策効果の把握 (Check)

対策実施箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのかを確認するため、学校への聞き取りを実施し、対策実施後の効果の把握を行います。

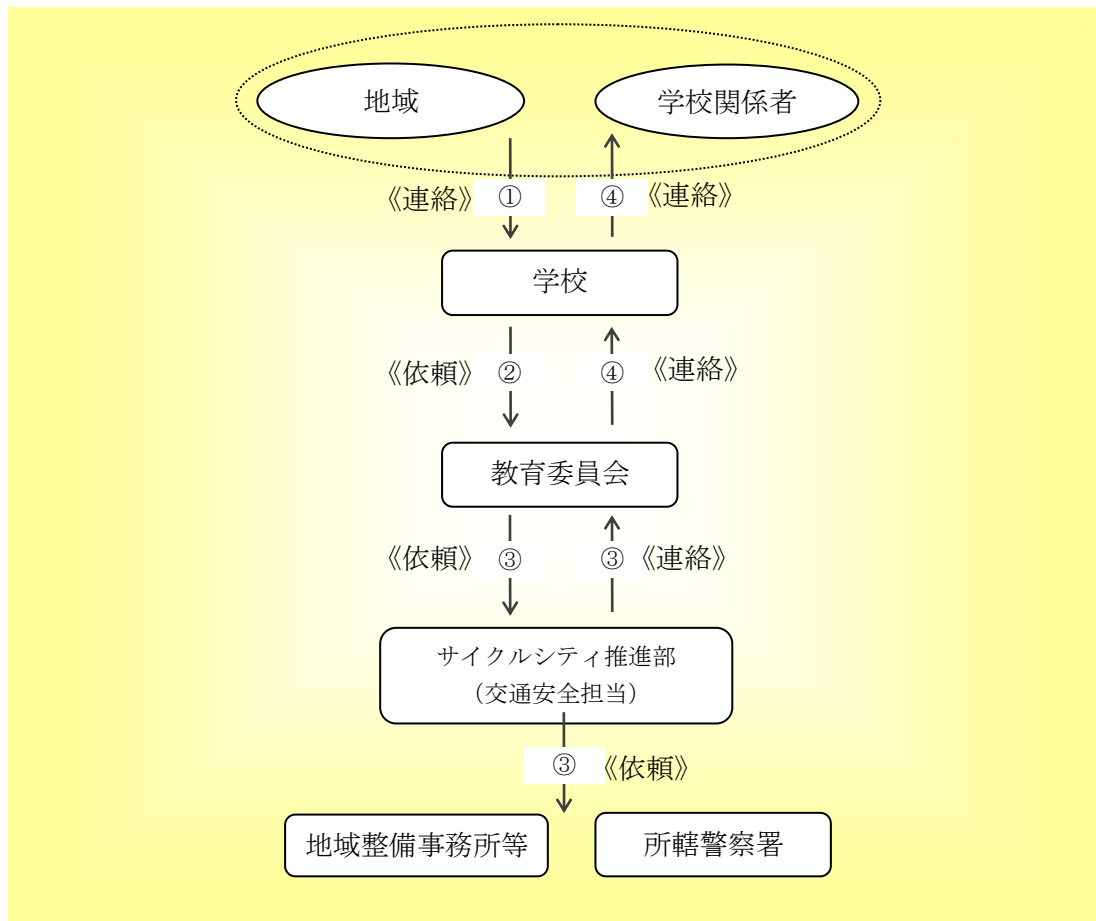
#### (5) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

#### 4. 事務の流れ

##### (1) 点検日決定まで

- ① 学校関係者や地域は日ごろから通学路の点検を行い、危険箇所を抽出し、対策が必要な場合は学校へ連絡します。
- ② 学校は、学校関係者や地域からの要望等により危険箇所を把握し、教育委員会へ依頼します。
- ③ 教育委員会は学校からの依頼を整理し、本市の交通安全担当である「サイクルシティ推進部（交通安全担当）」を經由し道路管理者である地域整備事務所等、所轄警察署へ点検を依頼します。その後、地域整備事務所等、所轄警察署と調整の上、点検日を決定し、サイクルシティ推進部（交通安全担当）より教育委員会へ連絡します。
- ④ 教育委員会は学校へ点検日を連絡し、その連絡を受けた学校は要望者へ点検日を連絡します。



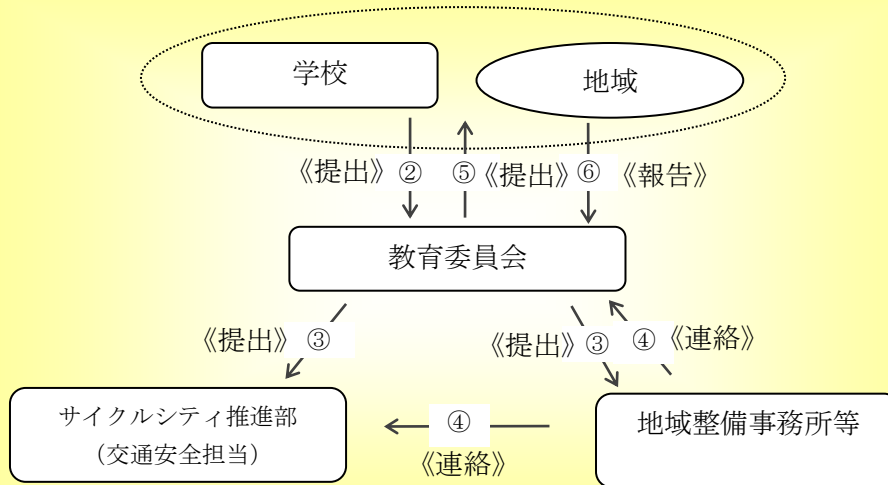
##### (2) 点検日決定後

- ① 地域、学校、教育委員会、道路管理者等、所轄警察署が集まり、現地で対策内容を検討、決定します。
- ② 道路管理者が対策する場合、学校、地域は整備依頼書（別紙2）を教育委員会へ提出します。所轄警察署が対策する場合は所轄警察署へ必要に応じて要望書等を

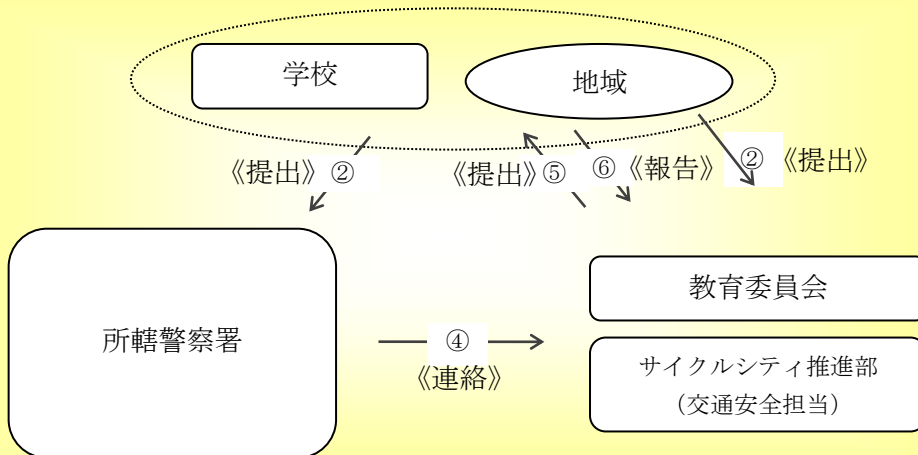
提出し、教育委員会に写しを提出します。

- ③ 教育委員会は地域整備事務所等へ整備依頼書（別紙3）を提出し、サイクルシティ推進部（交通安全担当）へ写しを提出します。
- ④ 地域整備事務所、所轄警察署は対策を実施し、実施後は教育委員会、サイクルシティ推進部（交通安全担当）へ連絡します
- ⑤ 教育委員会は学校、地域へ施工報告書（別紙4）を提出します。
- ⑥ 学校は、教育委員会へ安全対策の効果について報告します。（別紙5）教育委員会は報告内容を整理、蓄積し、今後の対策に活かします。

【道路管理者が対策する場合】



【所轄警察署が対策する場合】



5. 公表

対策内容については、関係者間で認識を共有するために対策一覧表を作成し、堺市ホームページで公表します。

## 推進体制一覽

	小学校	中学校	校区自治会	教育 委員会	所轄 警察署	道路管理者
堺区	三宝、市、錦綾、浅香山、錦、熊野、錦西、榎、三国丘、英彰、新湊、少林寺、安井、大仙、神石、大仙西	月州、浅香山、殿馬場、三国丘、大浜、陵西、旭	三宝、市、錦綾、浅香山、錦、熊野、錦西、榎、三国丘、英彰、湊、湊西、少林寺、安井、大仙、神石、大仙西	学務課	堺 警察署	西部 地域 整備 事務所 ・ 大阪 国道 事務所
西区	浜寺石津、浜寺東、浜寺、浜寺昭和、鳳、鳳南、福泉上、福泉東、福泉、平岡、家原寺、向丘、上野芝、津久野	浜寺、浜寺南、鳳、福泉、上野芝、津久野	浜寺石津、浜寺東、浜寺、浜寺昭和、鳳、鳳南、福泉上、福泉東、福泉、平岡、家原寺、向丘、上野芝、津久野		西堺 警察署	
中区	東百舌鳥、土師、宮園、久世、福田、東陶器、西陶器、深井、深阪、八田荘、八田荘西、深井西、東深井	東百舌鳥、平井、泉ヶ丘東、八田荘、深井、深井中央	東百舌鳥、土師、宮園、久世、福田、東陶器、西陶器、深井、深阪、八田荘、八田荘西、深井西、東深井		中堺 警察署	南部 地域 整備 事務所
南区	福泉中央、赤坂台、新檜尾台、桃山台、美木多、城山台、御池台、庭代台、原山ひかり、上神谷、若松台、茶山台、槇塚台、はるみ、泉北高倉、三原台、竹城台東、竹城台、宮山台	福泉南、赤坂台、美木多、宮山台、若松台、庭代台、原山台、晴美台、三原台	福泉中央、赤坂台、新檜尾台、桃山台、美木多、城山台、御池台、庭代台、原山台、原山台東、上神谷、若松台、茶山台、槇塚台、晴美台、高倉台、高倉台西、三原台、竹城台、宮山台		南堺 警察署	
北区	西百舌鳥、百舌鳥、中百舌鳥、金岡南、金岡、北八下、大泉、新金岡東、新金岡、光竜寺、東三国丘、五箇荘、五箇荘東、東浅香山、新浅香山	陵南、八下、中百舌鳥、金岡南、大泉、金岡北、五箇荘、長尾	西百舌鳥、百舌鳥、中百舌鳥、金岡南、金岡、北八下、大泉、新金岡東、新金岡、光竜寺、東三国丘、五箇荘、五箇荘東、東浅香山、新浅香山		北堺 警察署	
東区	八下西、白鷺、日置荘西、日置荘、南八下、登美丘西、登美丘東、登美丘南、野田	南八下、中百舌鳥、日置荘、野田、登美丘	八下西、白鷺、日置荘西、日置荘、南八下、登美丘西、登美丘東、登美丘南、野田		黒山 警察署	
美原区	黒山、平尾、美原北、八上、美原西、さつき野	美原、美原西、さつき野	黒山、平尾、美原北、八上、美原西、さつき野			

堺市教育委員会 教育長 様

令和〇年〇月〇日

堺市立〇〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇

〇〇〇学校通学路整備について（依頼）

このことについて、下記のとおり通学路の一部を整備していただきたく、お願いいたします。

記

1. 内 容 本校区の通学路（市道〇〇線）に、以下の対策をお願いします。
  - ・グリーンベルトの設置
  - ・「学童注意」路面標示の設置
  
2. 理 由 新設道路の開通に伴って、校区内を多くの車が通過するようになりました。特に学校東側の道路は、朝の時間帯において府道からの抜け道になっています。  
整備を依頼する場所は、道幅も比較的広く、周辺住民の生活道路であったので、通学路としていますが、通過車両が多くなり車との接触が考えられます。また、学校の近くであり通学路の変更もできません。  
そこで、運転者に対し特に子どもの交通安全の確保を図る場所であることを示すグリーンベルトの設置や「学童注意」などの路面標示をお願いします。
  
3. 備 考 「堺市通学路交通安全プログラム」に基づき、令和〇年〇月〇日に交通安全点検を実施しました。通学路の安全対策の実施にあたっては、教育委員会と道路管理者（堺市建設局）、所轄警察署や地元自治会と現場立会を行い、対策内容を協議しています。これについて本校 PTA も同意しています。

※添付書類

- ・通学路図面（依頼位置、通学人数を明示してください）
  - ・付近見取図（位置を明確に示してください）
  - ・現場写真
- 色ペン等で示してください。



〇〇第〇〇号  
令和〇年〇月〇日

土木部〇〇地域整備事務所長 様

教 育 委 員 会  
学 務 課 長  
（ 担 当 〇 〇 ）

通学路の整備について（依頼）

このことについて、別紙のとおり整備依頼がありましたのでよろしくお願いいたします。

依頼者名	〇〇小（中）学校長		
受付日	令和〇年〇月〇日	文書番号	〇〇第〇〇号
依頼事項	・横断防止柵の設置 ・路面標示の設置 ・注意喚起巻き看板の設置 ・グリーンベルトの更改 ・〇〇〇〇〇〇〇〇		
依頼要旨	〇〇小（中）学校の児童（生徒）の安全を確保するため、上記内容の施工をお願いします。		

〇 〇 第 〇 〇 号  
令和 〇 年 〇 月 〇 日

堺市立 〇 〇 〇 学校  
校長 〇 〇 〇 〇 様

堺市教育委員会 教育長

〇〇小（中）学校通学路交通安全点検及び施工報告書

このことについて、次のとおり通学路の点検及び安全対策を実施しましたので報告します。

依 頼 日	令和〇年〇月〇日 〇曜日	
点検実施日	令和〇年〇月〇日 〇曜日	
参 加 者	〇〇小（中）学校長、〇〇校区連合会長、 教育委員会、〇〇課、 〇〇地域整備事務所等、〇〇警察署	
依 頼 場 所	堺市〇区〇町〇丁	
依 頼 内 容		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・横断防止柵の設置</li> <li>・路面標示の設置</li> <li>・注意喚起巻き看板の設置</li> <li>・グリーンベルトの更改</li> </ul> <p>〇〇小（中）学校の児童（生徒）の安全を確保するため、上記内容の施工をお願いします。</p>		
施 工 内 容 及 び 施 工 時 期		
施 工 内 容	施 工 時 期	
・横断防止柵の設置	令和〇年〇月	
・路面標示の設置	令和〇年〇月	
・注意喚起巻き看板の設置	令和〇年〇月	
・グリーンベルトの更改	令和〇年〇月	
施 工 困 難 お よ び 不 可 理 由		
<p>外側線の更改については、現在のところ、標示内容を十分に認知し得る程度の状態であることから経過観察とする。</p>		

令和〇年〇月〇日

堺市教育委員会 教育長 様

堺市立〇〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇

〇〇小（中）学校通学路交通安全対策の効果について

このことについて、令和〇年〇月〇日付け、〇〇第〇〇号で実施報告がありました通学路の安全対策の効果について報告します。

<p>効 果</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 効果を認める    <input type="radio"/> 効果を認めない</p> <p>【理由】（「効果を認めない」場合は、理由を記載）</p>
<p>課題・気づいたことなど</p>	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策を実施した箇所については、一時的な効果に終わらせないために継続して監視していく。</li> <li>・子どもの危機意識の向上のため、現場での交通安全授業を行う必要があると感じた。</li> </ul>

改訂履歴

改訂日	主な改訂内容
H27.10.29	初稿
R3.8.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中堺警察署の新設による改訂</li> <li>・市組織改正による部署名（サイクルシティ推進部）の改訂</li> <li>・押印見直し対応等による別紙2「整備依頼書」及び別紙5「効果報告書」の改訂</li> <li>・元号改元（令和）による改訂</li> </ul>
R3.8.26	中学校名称誤記訂正（三原台）による別紙1「推進体制一覧」の改訂